

---

# 災害廃棄物対策推進検討会における 検討結果について

---

令和 7 年 4 月 8 日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



- 1. 災害廃棄物対策推進検討会における検討経緯**
- 2. 関係者へのヒアリング結果**
- 3. 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた  
災害廃棄物対策の更なる取組の方向性**

---

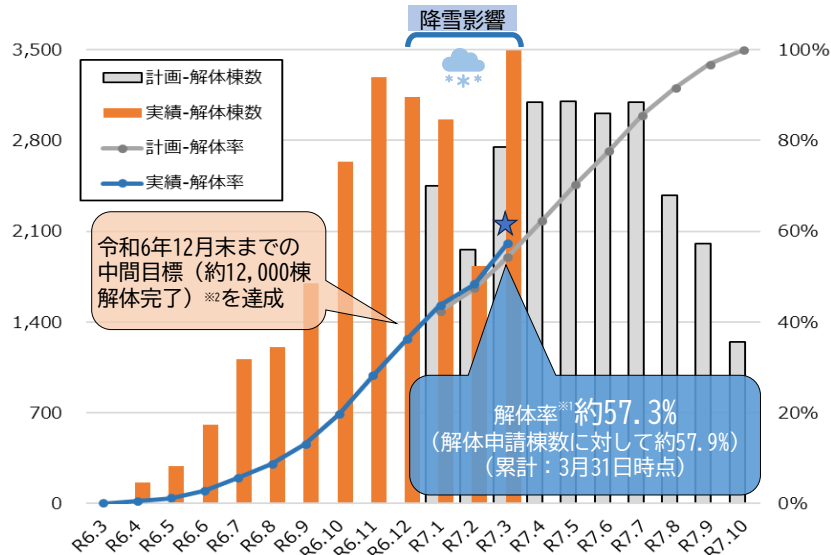
# **1. 災害廃棄物対策推進検討会 における検討経緯**

---

# 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に関する制度等の点検・見直し

## 近年の災害廃棄物対応の検証

### 令和6年能登半島地震の公費解体の現状



※1 解体見込棟数（39,235棟）に対する解体棟数の割合  
 ※2 中間目標は令和6年8月公表の公費解体加速化プランにて設定

原則、令和7年10月までの解体完了、令和7年度末までの災害廃棄物処理完了を目指し、解体・撤去を更に推進。



## 廃棄物処理法及び災対法の一部改正（平成27年改正）

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

#### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）  
 平時の備えを強化すべく、  
 ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る **基本理念の明確化**  
 ▶ 国、地方自治体及び事業者等 **関係者間の連携・協力の責務の明確化**  
 ▶ 国が定める基本方針及び **都道府県が定める基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

#### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）  
 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、  
 ▶ **市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**  
 ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの **届出は事後でよいこととする。**

### 災害対策基本法の一部改正

#### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）  
 大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する **基本的な方向等についての指針を定めることとする。**

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

#### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）  
 特定の大規模災害※の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。**

## 検討内容

令和6年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証や、平成27年廃棄物処理法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検を行い、今後の災害廃棄物対策等について、災害廃棄物対策推進検討会において検討する。

# 災害廃棄物対策推進検討会の概要・委員一覧

## ○概要

- 南海トラフ地震や首都直下地震、東日本大震災以上の自然災害に備え、災害廃棄物対策に関する知見と課題の整理を行うとともに、大規模災害に備えた災害廃棄物対策の具体化を進めること等を目的として、平成25年度から平成27年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」、平成28年度から「災害廃棄物対策推進検討会」として開催するもの。
- 災害廃棄物処理システムや技術に関する事項、災害時の廃棄物処理を見据えた地域間協調のあり方に関する事項、その他検討会が必要と認める事項について検討を行う。

## ○委員一覧（令和7年3月時点）

|               |       |                                                 |   |
|---------------|-------|-------------------------------------------------|---|
| <座長>          | 酒井 伸一 | 公益財団法人京都高度技術研究所 副所長・理事<br>(大阪工業大学客員教授・京都大学名誉教授) | ★ |
|               | 浅利 美鈴 | 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授                             | ★ |
| <委員><br>※五十音順 | 大迫 政浩 | 国立研究開発法人 国立環境研究所 フェロー                           | ★ |
|               | 大塚 直  | 早稲田大学法学学術院法学部 教授                                | ★ |
|               | 勝見 武  | 京都大学大学院地球環境学堂 教授                                |   |
|               | 金澤 貞幸 | 公益社団法人 全国都市清掃会議 専務理事・業務執行理事                     | ★ |
|               | 島岡 隆行 | 一般財団法人 九州環境管理協会 副理事長（九州大学名誉教授）                  |   |
|               | 中林 一樹 | 明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員（東京都立大学名誉教授）                 |   |
|               | 牧 紀男  | 京都大学防災研究所社会防災研究部門 教授                            |   |
|               | 目黒 公郎 | 東京大学大学院情報学環 学環長<br>東京大学生産技術研究所 教授               |   |
|               | 安富 信  | 神戸学院大学現代社会学部社会防災学科 教授                           |   |
|               | 吉岡 敏明 | 東北大学大学院環境科学研究科 教授 研究科長                          |   |

★：中央環境審議会循環型社会部会・廃棄物処理制度小委員会委員

# 災害廃棄物対策推進検討会におけるこれまでの検討状況



| 開催日                             | 検討事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1回</b><br><b>(R7年2月6日)</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和6年度における検討・取組状況等について</b><br/>                     令和6年度の各WG※検討事項、環境省の取組及び自然災害への対応について報告。<br/>                     ※技術・システムワーキンググループ、地域間協調ワーキンググループ</li> <li>・ <b>今後の災害廃棄物対策等に関する検討について</b><br/>                     過去の推進検討会検討事項等を整理し、今後の検討事項について確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| <b>第2回</b><br><b>(R7年2月27日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>近年の災害廃棄物対策について</b><br/>                     これまでの<b>大規模災害の災害廃棄物処理対応について取組と課題を整理</b>し、今後の更なる災害対応力向上に向けた平時の対策の方向性及び巨大地震等に向けた更なる対応が必要な事項を検討。<br/>                     平成27年に改正した廃棄物の処理及び清掃に関する法律について<b>法改正事項の活用状況や課題について整理</b>。</li> <li>・ <b>関係者ヒアリング①</b><br/>                     石川県、(一社)持続可能社会推進コンサルタント協会、(公財)全国都市清掃会議に対し、令和6年能登半島地震及び過去の災害対応を踏まえ、今後の大規模災害に向けた対応策などについてヒアリングを実施。</li> </ul>                                                   |
| <b>第3回</b><br><b>(R7年3月14日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>関係者ヒアリング②</b><br/>                     岡山県倉敷市、熊本県熊本市、(一社)日本補償コンサルタント復興支援協会、(一社)石川県産業資源循環協会、(一社)石川県構造物解体協会に対し、令和6年能登半島地震及び過去の災害対応を踏まえ、今後の大規模災害に向けた対応策などをヒアリングを実施。<br/>                     東日本大震災で<b>災害廃棄物処理業務に携わった事業者</b>へ事務局からヒアリングを実施し、結果を報告。</li> <li>・ <b>今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項①</b><br/>                     平成27年法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、これまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、<b>今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性（案）</b>について審議。</li> </ul> |
| <b>第4回</b><br><b>(R7年3月25日)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項②</b><br/>                     第3回にて報告した今後の災害廃棄物対策の方向性について、関係者ヒアリング②及び委員の意見を踏まえ再審議。「<b>今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性</b>」をとりまとめ。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                          |

# 災害廃棄物対策推進検討会における主なご意見①



|     | 主なご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 事務局回答                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | <p><b>(ワーキンググループ検討報告)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家について、平時から空き家を減らすことに加え、<b>空き家の種別ごとにどういった手続きにより円滑に解体を進められるか</b>について、整理が必要。</li> <li><b>処理困難な廃棄物等</b>について、平時における事前の処理が有効。<b>処理方法の調査・周知等</b>が必要。</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家、処理困難な廃棄物等については平時と発災時の取組を並行して検討することが重要。空き家については、国交省と連携して対応。</li> </ul>                                                                                                                                             |
|     | <p><b>(令和6年度の自然災害における対応状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損壊家屋等の解体については、<b>復旧、復興を踏まえた在り方や修繕による対応も検討</b>されるべき。</li> <li><b>能登半島地震における災害廃棄物処理の体制面（市町から県への事務委託等）</b>について、整理が必要。</li> <li><b>災害廃棄物発生量の把握</b>に関して、特に現場サイトでの把握の状況はどうか。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>復興資材としての再生利用や、今般の石川県における損壊家屋等の修繕に関する支援の取組も踏まえた修繕対応との関係性等について、今後検討する。</li> <li>被災市町への支援における都道府県の役割、二次仮置場の設置に関する条件整理、DX活用等について今後検討する。</li> <li>発生量の定量的な把握は重要であるが、仮置場の誓約等により管理状況は様々。質の管理も含め、標準的な管理方法を打ち出していく。</li> </ul> |
| 第2回 | <p><b>(今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>各種調整支援を横断的に行う専門支援機能</b>」に関して、このような体制を機能させていくためには、平時からどのような役割を果たすべきか、整理しておく必要がある。</li> <li><b>公費解体に係る権利関係</b>について、所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模な災害であっても慎重な検討・配慮が必要。今後の進め方・方針について、整理すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>発災時に有効に機能させるためには、平時の対策と連動してシームレスに対応していく必要がある。関係者ヒアリングや委員意見を踏まえて、この専門機能に必要な要素、要件等を整理していく。</li> <li>所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模な災害であっても慎重な検討・配慮が必要であることから、別途本件に関する専門的知見を有する有識者において検討を進め、その結果を本検討会にフィードバックする。</li> </ul>    |

# 災害廃棄物対策推進検討会における主なご意見②



|     | 主なご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 事務局等回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3回 | <p><b>(今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項①)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の被災や初期対応から、災害廃棄物処理の全般を管理する<b>環境省災害対応管理システム</b>があるとよいのではないか。</li> <li>・支援・受援について、支援を有効に機能させる観点から、体制、内容、スケジュール等の整理が必要。<b>受援計画・受援体制の構築</b>を災害廃棄物処理計画の必須項目にするのはどうか。</li> <li>・被災自治体の発注業務の負担を軽減する観点から、<b>発注者の補助者や代行者として発注業務等を担う組織</b>を設けてはどうか。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理できる共通システム・ツール等の構築を検討する。</li> <li>・被災自治体における災害廃棄物処理対応に必要な支援・受援体制の具体化・標準化を検討する。</li> <li>・「各種調整支援を横断的に行う専門支援機能」の役割として明記の上、今後更に具体的に検討する。</li> </ul>                                                                                               |
| 第4回 | <p><b>(今後の災害廃棄物対策の方向性に関する主な事項②)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都道府県、市町村のそれぞれの役割を<b>明確化</b>すべき。また「<b>各種調整支援を横断的に行う専門支援機能</b>」と各支援者（自治体、関係団体等）との役割も整理が必要。</li> <li>・「<b>各種調整支援を横断的に行う専門支援機能</b>」を誰がどう担うかについて、<b>制度的対応の議論と併せて、各種指針等における整理など重層的な対応が必要</b>であり、スピード感をもって対応すること。</li> <li>・<b>災害の規模（災害廃棄物発生量の規模）に応じた災害廃棄物対応</b>について、法的な位置づけ含め、よく検討されたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種取組事項の主体者が分かるよう、今後の検討において整理していくとともに、各種指針等に反映させる等、関係者への周知に際しては効果的な方法を検討していく。</li> <li>・災害廃棄物処理において多様な種類の人材が必要な中で、そのマネジメントを担う「<b>専門支援機能</b>」について、必要な専門的知見、果たすべき機能等について、今後より具体化させていく。</li> <li>・廃棄物処理法に基づく特例措置の更なる活用など、100～1,000万トン級の災害における対応に関し、より具体的に検討する。</li> </ul> |

---

## 2. 関係者へのヒアリング結果

---

# 関係者へのヒアリング概要

- 災害廃棄物対策推進検討会において、関係者へのヒアリングを実施  
(1回目：令和7年2月27日、2回目：令和7年3月14日)
- ヒアリング内容は以下3点のとおり
  - (1) これまでの災害における対応状況
  - (2) 令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理（支援）における課題と対応
  - (3) 今後の大規模災害に向けた対策の方向性に関する提案

| ヒアリング先 |                                | これまでの災害における主な対応                                                         |
|--------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 自治体    | 石川県                            | ・ 令和6年能登半島地震、9月20日からの大雨（被災自治体として）                                       |
|        | 熊本県熊本市                         | ・ 平成28年熊本地震（被災自治体として）<br>・ 以降の災害における被災自治体支援                             |
|        | 岡山県倉敷市                         | ・ 平成30年7月豪雨（被災自治体として）<br>・ 以降の災害における被災自治体支援                             |
|        | (公財)全国都市清掃会議                   | ・ 生活ごみ・避難所ごみや片付けごみ等の収集運搬支援<br>・ 災害廃棄物の広域処理（焼却、埋立）に向けた自治体処理施設での廃棄物受入調整 等 |
| 事業者・団体 | (一社)持続可能社会推進コンサルタント協会          | ・ 被災自治体の災害廃棄物処理業務全般の補助支援（災害廃棄物の発生状況把握や処理方法検討、仮置場運営・管理への助言 等）            |
|        | (一社)日本補償コンサルタント復興支援協会          | ・ 被災家屋等の解体・撤去における事務手続き支援（公費解体申請受付時の申請書類確認、解体物件の現地調査、解体工事費算定 等）          |
|        | (一社)石川県産業資源循環協会                | ・ 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬支援<br>・ 片付けごみ、解体廃棄物の仮置場の運営管理及び廃棄物の適正処理                 |
|        | (一社)石川県構造物解体協会                 | ・ 被災家屋等の解体・撤去                                                           |
|        | 東日本大震災で災害廃棄物処理業務に携わった事業者（ゼネコン） | ・ 中間処理施設、仮設焼却施設等の設置による災害廃棄物処理                                           |

これまでの大規模災害において多数の支援対応実績あり

※  
※

※都道府県ごとに協会組織が設置され、災害毎に被災都道府県に所在する各協会が中心となり、他県協会とも連携して対応

# 関係者ヒアリングにおける主な提案



自治体

| 区分                | 提案              | 左記提案の説明                                                                                                                        |
|-------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治体のマンパワー不足・知見者不足 | 通常業務への精通        | ・ <b>通常業務（行政事務の基礎知識の蓄積）への精通</b> が平時からの備えに直結する                                                                                  |
|                   | キーパーソンの配置       | ・ 被災自治体において <b>キーパーソン（核となる担当者）</b> を配置する、その人材を育成する                                                                             |
|                   | トータルコーディネーターの育成 | ・ 都道府県、政令指定都市等の幹部職員を対象に <b>災害廃棄物処理全般に関する方針決定、進捗管理、調整役を担える職員の育成</b>                                                             |
| 現地支援・受援体制の早期構築    | カウンターパート方式支援の導入 | ・ 環境省、全国知事会、指定都市市長会等による <b>支援団体調整会議</b> の実施<br>・ <b>政令指定都市等</b> による <b>小規模被災自治体</b> への災害廃棄物処理 <b>総合支援</b>                      |
|                   | 既存制度を有効活用した人的支援 | ・ <b>中長期派遣制度</b> や <b>広域行政制度</b> の活用等、既存制度を上手く活用して自治体が有する <b>人的リソース</b> を融通し合 <b>ってキーパーソンを支援</b> する                            |
|                   | 受援体制の計画         | ・ 支援を有効に活用できるよう、 <b>災害規模に応じて</b> 、あらかじめ必要な <b>支援人員数</b> や <b>車両数</b> 、 <b>活動拠点</b> を検討・整理しておくなど、あらかじめ <b>受援体制</b> を計画しておくことが必要 |
| 公費解体等の更なる円滑化      | 契約・申請様式の標準化     | ・ 環境省による <b>統一した公費解体の申請様式</b> の整理が必要<br>・ 災害廃棄物処理業務の <b>契約事項等を標準化</b> して共有                                                     |
|                   | 事業全体の管理システムの構築  | ・ 公費解体、仮置場の管理運営、災害廃棄物の処分、災害報告書の作成までを <b>災害廃棄物処理事業全体を一貫して管理できるシステム</b> を構築することが望ましい                                             |
| 広域連携体制の強化         | 情報連携基盤等の開発      | ・ 平時から全国の廃棄物処理施設の稼働状況、受入れ体制等の情報共有                                                                                              |

# 関係者ヒアリングにおける主な提案



| 区分                           | 提案                 | 左記提案の説明                                                                                                                                                       |
|------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民間事業者や関係団体等との災害支援協定締結による連携強化 | 官民協力の仕組構築、平時からの協議  | <ul style="list-style-type: none"> <li>発生頻度の高い<b>中小規模の災害</b>においても官民協力できる<b>仕組み</b>を整える</li> <li>平時から災害廃棄物処理に係る<b>地元企業・ゼネコンの役割分担を協議し、協定等の取決め</b>が必要</li> </ul> |
|                              | 地元企業とゼネコンの業務分岐点の提示 | <ul style="list-style-type: none"> <li><b>地元企業とゼネコンの業務分岐点</b>を1次仮置場などに設けるなどの対応検討が必要</li> </ul>                                                                |
|                              | 産業廃棄物処理業界への支援制度の構築 | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物事業者が、災害廃棄物等を最終処分場等で受け入れる場合において、<b>経営面の各種支援、廃棄物処理法上の手続き面の優遇措置</b>の創設</li> </ul>                                    |
| 現地支援・受援体制の早期構築               | 総合調整役・専門機能の配置      | <ul style="list-style-type: none"> <li>全体をマネジメント支援する<b>総合調整役</b>の配置が必要</li> <li><b>窓口の一元化や優先度の整理を担う行政機関</b>が必要</li> </ul>                                     |
|                              | 被災自治体に関する情報共有      | <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣に向けて支援者が事前に準備を行うことができるよう、発災時に<b>支援者へ被災自治体に関する情報を共有するための仕組み</b>等の検討が必要</li> </ul>                                     |
|                              | 業務効率向上のための情報提供・共有  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路情報等を<b>復興関係者へプッシュ型で提供・共有</b></li> <li>業務効率を上げるための指示・要請</li> </ul>                                                    |
| 公費解体等の更なる円滑化                 | 各種フォーマットの整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理に関する<b>管理システム、申請書類や請求に関するエビデンス書類</b>などの<b>各種フォーマット</b>の事前整備</li> </ul>                                          |

---

### **3. 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に 備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性**

---

# 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(概要)

## 第1章 はじめに

平成27年廃棄物処理法及び災対基本法改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害における災害廃棄物対応の検証等を踏まえ、今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた更なる取組の方向性についてとりまとめ。

## 第2章 これまでの災害廃棄物対策の進捗と課題

| 2-1 平成27年法改正事項の活用状況と課題                                                                                | 2-2 東日本大震災以降の災害に対する対応                                                                                                                                                     | 2-3 巨大地震や集中豪雨等へのこれまでの検討状況と課題                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| (1) 廃棄物処理法及び災対基本法の改正の概要<br>(2) 改正法の活用状況と課題<br>1) 平時の備えを強化するための関連規定<br>2) 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置 | (1) 東日本大震災における取組と課題への対応<br>(2) 平成28年熊本地震における取組と課題への対応<br>(3) 平成30年7月豪雨における取組と課題への対応<br>(4) 令和元年台風19号における取組と課題への対応<br>(5) 令和2年7月豪雨における取組と課題への対応<br>(6) 令和6年能登半島地震における取組と課題 | (1) 南海トラフ地震<br>(2) 首都直下地震<br>(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震<br>(4) 集中豪雨 |

## 第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

- ・災害廃棄物について、適正処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速に処理すべく、**平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化**することを目的とした平成27年改正法の基本コンセプトは引き続き堅持する。
- ・その上で、平成27年改正法における災害廃棄物処理に関する施行状況や平成27年法改正以降の大規模災害における災害廃棄物対応状況等を踏まえ、**東日本大震災又はそれ以上の規模の巨大地震や集中豪雨（特定非常災害レベル）発生時に備えた更なる対策の方向性を3-1～3-6の6つの柱として整理**し、それぞれの項目において取り組むべき事項を列挙。
- ・これらの取組事項は、今後発生が想定されている巨大地震や大規模な集中豪雨等の備えとして効果をもたらすものであるとともに、巨大地震や大規模な集中豪雨等に至らないものの平時の市町村の廃棄物処理体制では対処できない規模の**非常災害全般の備えとしても切れ目なく効果を発揮**するものである。
- ・3-1～3-6の各種取組事項のうち、**制度的対応に関するもの（法定化の検討も含む）を3-7で整理**。3-1～3-6の各種取組事項は引き続き本検討会で具体化検討を進めるとともに、3-7の制度的対応事項については廃棄物処理制度小委員会においても検討、議論を行う。

|                                  |                                         |
|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実 | 3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立 |
| 3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立    | 3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実 |
| 3-3 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立          | 3-7 制度的対応                               |
| 3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立       |                                         |

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-1 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実

(1) 災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上

発災後の速やかな災害廃棄物対応のため、地方自治体(市町村・都道府県)は、平時から実効性の高い災害廃棄物処理計画等の策定・改定が必要。また、市町村の計画策定率100%(2030年度目標)達成に向け、市町村への更なる支援が必要。

- 地方自治体の処理計画の内容充実(仮置場候補地の事前選定、協定の処理計画への位置づけ、受援体制・支援体制の具体化、事務委託の記載追加等)のための各種指針等の改定
- 処理計画未策定市町村の早期策定、地方自治体の処理計画の実効性向上に向けたモデル事業の実施及び成果の横展開
- 市町村の災害廃棄物処理計画の実効性をより高める観点から、市町村の災害廃棄物処理計画に関する制度化(市町村の法定計画である一般廃棄物処理計画への非常災害時の施策に関する規定事項の追加)検討
- 処理計画と地域防災計画などの防災関連計画等との整合
- 地域ブロック災害廃棄物対策行動計画と各都道府県処理計画の内容の周知徹底
- 処理計画等に基づく、職員への訓練等の実施
- 処理計画の住民への周知、理解醸成

(2) 災害支援協定の締結・充実及び実効性向上

災害支援協定の有効活用のため、関係者(関係団体・他自治体)との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要。地方自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定を締結することが必要。

- 地方自治体による協定の締結・充実及び締結先との連携強化や内容の適宜見直し
- 地方自治体における協定締結に向けた検討事項や発災後の発動条件・手続等の整理・標準化
- 協定に盛り込むべき事項を整理(仮置場の早期開設・運営、公費解体や広域処理に関する協力内容、締結先の関係者の役割等)の上、協定のひな形の具体化、各種指針等の改定
- 協定締結促進に資するモデル事業の実施及び当該モデル事業で得られた成果の横展開
- 協定の締結推進を図る観点から、地方自治体による(災害廃棄物処理計画に基づく)災害支援協定の締結に関する制度化検討

3-2 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立

(1) 廃棄物処理施設の強靱化対策の推進

廃棄物処理施設の被災時には、施設の早期復旧及び代替処理先の確保が必要。また、ハード・ソフト両面での施設強靱化による災害時の施設稼働継続が求められる。

1) 平時における廃棄物処理施設の強靱化

- 施設の整備・更新への支援
- 施設の早期の耐震化、水害防止対策の実施
- 災害時の自立起動・継続運転可能な一般廃棄物処理システム・体制の構築
- 施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

2) 発災時における被災処理施設の早期復旧・代替対策の推進

- 市町村管内の既存廃棄物処理施設の各種基礎情報(処理能力等)の平時の把握・更新
- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、都道府県内の災害廃棄物処理可能量の推計、集約
- 既存施設の基礎情報の整理様式のひな形等の作成
- 施設被災状況の迅速把握と、復旧・代替措置の検討・対応に関する調査・支援体制の構築

(2) 生活ごみ・し尿処理への対応

平時の収集運搬情報の把握と収集運搬における関係者間の情報共有の効率化が必要。

- 平時の生活ごみ・し尿の具体的な回収・収集情報(回収の場所等)の把握及び更新
- 避難所情報(場所、収容人数等)に関し、防災部局と平時から情報共有
- 収集運搬オペレーションの円滑化に向けた情報収集・運営体制の整備及び運営・維持管理
- 一般廃棄物処理施設の持続的かつ着実な点検実施と点検を行うための人材確保

(3) 被災家屋の片付けごみ処理、仮置場の確保・運営への対応

平時からの候補地選定と発災後速やかな設置、適切な管理が重要。また、片付けごみの回収に関し、都市化、高齢化等の地域事情を踏まえた回収方法の検討が必要。

- 平時からの住民への片付けごみ出しルール等の普及啓発と発災時の住民・ボランティアへの周知・広報等の事前準備の実施
- 地方自治体・関係機関の連携強化により、仮置場候補地の選定を促進
- 仮置場候補地の事前選定促進のため、各種指針等の充実やモデル事業等の実施
- 仮置場への搬入・搬出管理手法を標準化
- 地区集積所・戸別回収に関し、その管理・運営手法等の過去事例も含めた情報整理
- ごみ出し等支援(ごみ出し困難者(高齢者等)支援含む)に関するボランティアとの連携方策の具体化・標準化

(4) 処理困難な廃棄物等への対応

平時から自治体による処理が困難な廃棄物は、事前の処理先確保等の対応が必要。

- 処理困難な廃棄物の仮置場等での分別に関する留意事項と取組事例の継続的周知
- 処理困難な廃棄物の品目ごとの市町村の優良取組事例の収集・整理・横展開
- 関係事業者・団体等との連携による、処理先の確保に関する取組の推進

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-3 損壊家屋等の解体工事实施体制の早期確立

(1) 公費解体等に係る事務の更なる円滑化

公費解体の申請受付や解体工事の発注作業等、多くの人員が必要となることから、公費解体やそれにより生じる解体廃棄物に係る事務の円滑化が必要。

- 各種マニュアル等の必要に応じた改定、地方自治体・関係団体等への周知
- 公費解体に関する手続の標準化、申請様式の統一化
- 地方自治体における公費解体業務の要綱等の事前整備
- 被災者等の負担軽減の観点から、公費解体申請書類・手続等の円滑化・効率化
- 関係省庁等と連携し、家屋被害調査・罹災証明と公費解体申請手続との連携を推進
- 関係省庁等と連携し、巨大地震等に備え、倒壊家屋等の解体や解体により生じる廃棄物の処理に係る事務の円滑化（関係者同意等を含む）の検討（なお、倒壊家屋等の解体に係る関係者同意等や貴重品等については、家屋等の所有権に関する慎重な配慮・検討が別途必要である）

(3) 復旧・復興施策との連携

損壊家屋等の修繕やその後の復興計画との関係など、復興までの見通しを含めて住民に情報を提供しつつ、復旧・復興とも連動させながら解体工事を進めていくことが必要。

(2) 解体工事の適正かつ迅速・円滑な実施

解体工事のプロセスの見える化やアスベスト対策等の適切な環境対策による、適正かつ迅速な解体工事の実施が必要。

- 発災後の初期期における二次災害防止等の応急措置のための緊急的な家屋等解体の調査や解体工事の速やかな実施のための体制・仕組み等の構築
- 公費解体申請から工事前調整、解体工事までの一連の工程全体の円滑な実施のための基礎データ共有・進捗管理等に必要なシステム・ツール等の整備・構築
- 地図データの活用等により、解体工事の面的かつ効果的・効率的な実施手法の確立
- 解体工事等における環境対策(アスベスト対策等)について、関係省庁等と連携して対応

●関係省庁等と連携し、被災自治体における公費解体計画と復興計画との関係・連携に関する検討、整理

●関係省庁等と連携し、損壊家屋等の修繕対策との連携の検討

●関係省庁等と連携し、平時における空き家対策との連携の検討

3-4 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立

(1) 広域処理に必要な基礎情報の整備・共有

広域処理にあたっては、受入施設の基礎情報等を整理が必要。また、災害廃棄物処理の再生利用による最終処分への負担低減、処理費用の低減化等も重要。

- 各都道府県における既存廃棄物処理体制の把握、災害廃棄物処理可能量の推計、集約（再掲）
- 各都道府県における各種輸送手段の規模情報（道路輸送：大型貨物車、海上輸送：船舶、鉄道輸送：貨物コンテナ等）の把握
- コンクリートからの再生利用に関し、各種知見の整理・内容の充実化を検討し、各種指針等へ反映
- 上記以外の他の品目の再生利用に関する事例・知見の集積・整理し、事例集等へ反映

(2) 適正処理を前提とした廃棄物処理の災害時特例等の活用・拡充

平成27年改正法により講じられた廃棄物処理施設の特例措置の活用・拡充が必要。

1) 既存の災害時特例の活用促進

- 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る災害時特例(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)の内容・活用事例の周知、事前の活用検討・準備の促進
- 一般廃棄物処理の委託基準(再委託)に係る災害時特例(廃棄物処理法施行令第4条第3号)の内容・活用事例の周知、手引き等の策定・周知による事前の活用検討・準備の促進

2) 災害時特例の拡充検討

- 同法第15条の2の5第2項の活用が困難な事例(廃棄物処理法第15条許可対象の産業廃棄物処理施設以外の処理施設の活用)、同令第4条第3号の活用が困難な事例の整理、特例の拡充
- 既存の民間廃棄物処理施設等の最大限活用及び協定の活用促進の観点から、協定に基づき自治体から委託を受けた事業者等の災害廃棄物処理に対する各種災害時特例の適用検討
- 既存の民間廃棄物最終処分場の最大限活用の観点から、災害廃棄物の受入容量の事前確保・活用に関する制度化・支援措置等の検討

(3) 事前検討・調整による発災時の迅速・円滑な広域処理の推進

市町村の体制が不足する場合には、都道府県、国が市町村を支援したり、地域ブロックを超える連携に関して平時からの検討が重要。

- 巨大地震における災害廃棄物処理シナリオ（仮置場確保面積、仮設を含む中間処理施設数（再生利用含む）、広域処理に係る輸送手段及び最終処分場の確保等）の更なる具体化の検討
- 発災時における都道府県の役割・事前準備（県関係事業者・団体との災害支援協定、管内市町村からの事務受託、災害廃棄物処理実行計画（解体計画含む）の策定、県内・周辺県との広域調整など）について、より具体化・明確化
- 発災時における地域ブロック協議会の役割・事前準備（地域ブロック内の広域処理調整、地域ブロック内の自治体からの応援職員派遣、隣接する地域ブロックとの広域調整など）について、より具体化・明確化
- 大規模災害時における仮設処理施設の整備のための国有地・都道府県有地など市町村有地以外も含めた候補地の選定に関するモデル事業の実施と事例の横展開
- 上記シナリオ等の成果について、災害廃棄物対策指針・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び各種技術資料・マニュアル・手引き等へ反映
- 地方自治体は、上記指針等を活用し、広域処理に関する関係機関等との事前調整の実施や、災害廃棄物処理計画・災害支援協定等に内容を反映
- 大規模災害時の地域ブロック間の広域調整に関する柔軟な対応・運用を検討

第3章 今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた更なる災害廃棄物対策の方向性と取組事項

3-5 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立

(1) 被災自治体への支援・受援の基盤となる情報・ツールの充実

公費解体（申請受付～解体工事）や災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿処理、片付けごみ対応、広域処理等）の多岐にわたる業務全体の事業管理の効率化・省力化が望まれる。

- 地方自治体における各種基礎情報(施設情報等)の整理に関するデジタル化支援
- デジタル技術を活用した災害廃棄物処理全般を管理する共通システム・ツール等の構築検討
- 上記にあたり、政府、自治体が管理する各種データとの連携による情報の充実化
- 災害廃棄物処理の各フェーズにおける更なるデジタル技術等の活用検討
- 災害廃棄物処理・公費解体に関し、必要な契約書類等のひな形等の整理、提供

(2) 被災自治体の支援・受援体制の確立・充実

各種支援者の役割の明確化や被災自治体の段階的な自立化に向けた計画的な支援が必要。また、被災自治体における受援体制構築・強化が重要な課題。

- 被災自治体の組織体制等に応じ、都道府県の役割・事前準備を具体化・明確化
- 国の役割・事前準備の具体化・明確化
- 被災自治体への早期支援立ち上げと段階的な自立化に向けた円滑な調整のための人的・技術的支援のパッケージ化(支援者の役割分担、支援スケジュール等)の検討
- 関係省庁等と連携し、対口支援方式の導入や市区町村間での職員の共同活用制度等の検討
- 被災自治体における災害廃棄物処理対応に必要な体制(災害の規模等に応じた業務遂行必要人員、受援必要人員等)の具体化・標準化
- 地方自治体の廃棄物担当等に対する教育・研修の充実化
- 幹部職員、実務を担う廃棄物担当等、職員のレベルに応じた支援・受援に関する育成・研修の標準カリキュラム等の作成、実施
- 被災家屋からのごみ出し等について、ボランティアとの連携強化

(3) 現地支援者への環境整備等の支援

支援者への研修等を通じた支援力向上や、宿泊施設の確保など支援者の生活環境の整備、支援者同士の連携を進める平時からの取組などを実施する必要。

- D.Waste-Netの体制・機能拡充、平時の連携強化(派遣時期・条件等の整理等)
- 人材バンク)の充実（登録者拡充等）●現地作業場所・執務環境、宿泊施設等の確保
- 支援活動の実績等の自治体・関係者への周知 ●支援に関する諸条件を標準化
- 支援者間の連携・調整・協力による災害廃棄物処理の実施を支援
- 関係省庁と連携し、支援自治体の行政サービス低下防止のための施策(OB・OG活用等)の検討

(4) 被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立

発災初期は各種対応に追われ、各種調整業務が一度に大量に発生することによる全体的なマネジメントの実施困難などが課題。公費解体・災害廃棄物処理に係る各種事務・調整支援を横断的に行う専門支援機能（機関）の確立が必要。

- 特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県（市町村から事務委託を受ける場合））が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）

【想定される横断的専門機能の主な役割】

- ・発災後の初動における関係機関と連携した現地被害調査チームの編成、現地への派遣・調査
- ・被災自治体の発注・施工管理業務、各種書類事務等、被災自治体の補助者・代行者として対応
- ・災害廃棄物処理の各フェーズ・工程に応じた技術支援、人的支援のマッチング・調整
- ・平時における地方自治体各種対策、研修・訓練等に関する技術支援 等

【横断的専門機能に必要な具備要件】

- ・廃棄物処理・公費解体に関する様々な技術的・専門的な知見・経験
- ・多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整に関する知見・能力
- ・広域的な連携に関する知見・能力 等

3-6 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実

(1) 巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実

巨大地震・集中豪雨等に関する災害廃棄物処理に係る知見等の充実により、自治体の災害廃棄物対策の充実化、実効性向上が望まれる。

- 巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上
- 巨大地震における災害廃棄物処理シナリオの更なる具体化を検討（再掲）
- 地震災害における災害廃棄物の知見(災害廃棄物の組成割合の標準化等)や豪雨災害を含む水害における片付けごみの知見(片付けごみの組成割合・危険物種類の標準化等)の充実
- 避難所を含む生活ごみ・し尿の発生量の推計方法の改善、回収・運搬方法の最適化検討
- 火災（地震災害に伴う火災を含む）により発生する災害廃棄物の組成割合や、災害廃棄物処理への火山灰の影響等に関する技術的検討
- 関係省庁・関係部局と連携し、(事前)復興計画を踏まえた災害廃棄物処理の在り方の検討

(2) 各種知見等の指針・マニュアル類への反映と活用の促進

各種知見等を指針・マニュアル類へ反映し、これらを自治体が活用することで、自治体の策定・改定する災害廃棄物処理計画等の内容の充実化が望まれる。

- 巨大地震・集中豪雨等の発生後早期におけるデジタル技術等を活用した建物被害棟数及び災害廃棄物発生量の初期推計手法の確立と、近年の主な災害の各種データを踏まえた災害廃棄物発生量の推計式の精度検証と原単位等の更なる精度向上
- 地域ブロック協議会・都道府県での研修等を通じた、自治体における各種指針等の認知度向上、災害廃棄物処理計画及び災害支援協定等の策定・改定への活用促進